

受けてますか？

# 建築物の定期健康診断

～ 維持管理状況の定期報告制度 ～

建築基準法において、特定建築物の所有者(管理者)は、事故・災害等を未然に防止するため、一級建築士等の有資格者に建築物等の維持・管理の状況を定期的に検査させ、その結果を特定行政庁に報告する義務が定められています(建築基準法第12条)。

これが建築物の定期健康診断にあたる「定期報告制度」で、建築物の防災上重要な制度で、県内特定行政庁管内(新潟市除く)では、次の建築物や設備等を定期報告制度の対象として定められています。

注)・定期報告を行わず、又は虚偽の報告をした者は、建築基準法の規定において、100万円以下の罰金に処される可能性があります。

## ○ 対象建築物

報告時期 : 報告年の4月1日から9月30日まで、なお建築設備、防火設備は毎年  
昇降機は検査済証の交付月で毎年

用途	規模 (A:その用途に供する部分の床面積 F:階)	報告年			
		間隔	R4	R5	R6
劇場、映画館又は演芸場	①A>200、②F≥3 <sup>※1</sup> 、③主階が1階にないもの <sup>※2</sup>	2年		○	
観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場等	①A>200、②F≥3 <sup>※1</sup>	2年		○	
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、又は児童福祉施設等	①A≥300、②F≥3 <sup>※1</sup> 、③地階にあるもの <sup>注</sup> で①及び②を除くもの <sup>※3※4</sup> <small>注)児童福祉施設等については、H28告示第240号第1第2項第2号から第9号に規定されている建築物(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護の事業所(※「老人短期入所施設」に該当)、老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するものに限る。)(※「老人短期入所施設」に類するもの)に該当)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の事業所(利用者の就寝のように供するものに限る。)に限る。</small>	3年	○		
旅館又はホテル	①A≥1,500かつF≥3 <sup>※1</sup>	1年	○	○	○
	②A<1,500かつF≥3 <sup>※1</sup>	2年	○		○
	③A≥300かつF≥2 <sup>※1</sup> 、 ④地階にあるもので①及び②を除くもの <sup>※3※4</sup>	3年		○	
	①F≥3 <sup>※1</sup> 、②A≥300かつF≥2 <sup>※1</sup> 、 ③地階にあるもの <sup>注</sup> で①及び②を除くもの <sup>※3※4</sup> <small>注)共同住宅でサービス付き高齢者向け住宅、寄宿舎でサービス付き高齢者向け住宅又は認知症高齢者グループホームもしくは障害者グループホームに限り、下宿を除く。</small>	3年		○	
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	①A≥2,000、②F≥3 <sup>※1</sup>	3年			○
百貨店、マーケット、展示場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、又は物品販売業を営む店舗	①A≥2,000かつF≥3 <sup>※1</sup>	1年	○	○	○
	②A<2,000かつF≥3 <sup>※1</sup>	2年		○	
	③A≥500かつF≥2 <sup>※1</sup> 、④A≥3,000(①を除く。) <sup>※5</sup> 、 ⑤地階にあるもので①及び②を除くもの <sup>※3※4</sup>	3年			○
	①A≥300、②F≥3 <sup>※1</sup> 、③地階にあるもの <sup>※3※4</sup>	2年		○	

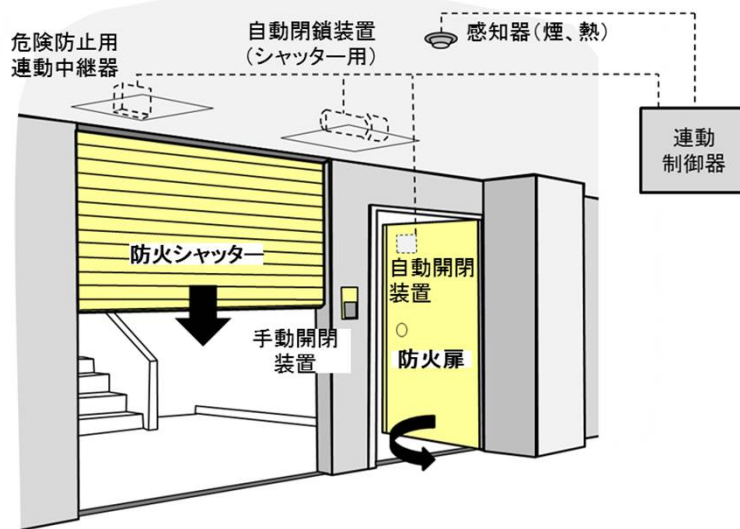
- ※1 F≥2(3)は、2(3)階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡超のものに限ります。
- ※2 主階が1階にないものについては、階数3以上の建築物で当該用途の床面積の合計が100㎡超のものに限ります。
- ※3 地階において、地階の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡超のもの、かつ、当該用途の床面積の合計が200㎡超のものに限ります。
- ※4 規模に地階を含んだものについては、当該用途部分が避難階のみにあるもの、かつ、当該用途の他の規模に該当しないものは報告の対象外となる。
- ※5 百貨店等の用途で、当該用途に供する部分の床面積が3,000㎡以上のものについては、当該用途部分が避難階のみにあるもの、かつ、当該用途の他の規模に該当しないものは報告の対象外となる。
- ※6 建築基準法による検査済証の交付を受けた場合、その直後の時期を除く(報告の年に検査済証を交付された場合は、次回の報告が免除となる。)。また、新築又は改築(一部改築除く。)以外のその他工事で検査済証を交付された場合、工事完了検査の対象とした建築物(棟)に限りその直後の時期に報告を要しません。

## ○ 対象建築設備（報告時期：1年ごと）

対象建築設備	対象となる機器
換気設備	第1種機械換気設備又は中央管理方式による空気調和設備が該当
排煙設備	排煙機を設けた設備が該当
非常用の照明設備	電池別置型、発電機型等が該当

## ○ 対象防火設備（報告時期：1年ごと）

対象防火設備
随時閉鎖式の防火設備（防火扉・防火シャッター・耐火クロススクリーン・ドレンチャーその他） 注）常時閉鎖式防火設備、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備除く。



〔定期報告制度の対象となる防火設備のイメージ〕

## ○ 対象昇降機等（報告時期：1年ごと）

対象昇降機等	報告月
エレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機等が該当します（ホームエレベーターは除く）。	検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月

〔報告書の提出窓口〕 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2  
 一般財団法人 にいがた住宅センター 建築防災課 TEL: 025-283-0851